

共済掛金支払明細書

設置者名					
設置者住所					
支払方法	振込	支払総額		円	
区分		A 1人当たり 掛金額	B 人数	(A×B) 金額	
		円	人	円	
1	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	935		
		要保護	55		
2	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）	2,165			
3	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995			
4	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282			
5	高等専門学校の学生に係るもの	1,945			
6	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの	285			
7	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの	285			
8	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）	2,165			
内 訳	9	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの	995		
	10	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	282		
11	保育所等の幼児に係るもの	一般	365		
		要保護	55		
12	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	935		
		要保護	55		
	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）		2,165		
	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの		995		
	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの		282		
	高等専門学校の学生に係るもの		1,945		
	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの		285		
	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの		285		
	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）		2,165		
	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの		995		
	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの		282		
前年度中途加入者分共済掛金支払額（省令第28条第4項）	保育所等の幼児に係るもの	一般	365		
		要保護	55		
合計					

- (注)
- この明細書は、公立の義務教育諸学校以外の学校又は保育所等の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。
 - 内訳欄の1から12までについては、関係のない部分は削除して記入すること。ただし、その場合でも1から12までの番号については上記の番号を使用すること。
 - 内訳欄の12欄は、内訳欄1から11の区分別に分けて記入すること。
 - この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。